

◎新潟県告示第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

平成29年2月10日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日  
平成29年1月25日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○廃止した部分（昭和46年11月1日指定の一部）		
十日町市北新田1035番、水、1028番の一部、1036番の一部、239番2の一部、239番3の一部、水の一部	4.30	114.50
1029番	転回広場	14.61平方メートル
1030番	転回広場	14.43平方メートル
1033番	転回広場	14.44平方メートル
1034番	転回広場	13.04平方メートル